

## 受験の際特別な配慮を必要とする場合

病気や障がい等のために、入学試験の受験時に配慮を希望する場合は、必ず受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに本学アドミッションセンターへ申請を行ってください。

申請内容に基づいて状況に応じた配慮を行います。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

なお、申請が入学試験の可否に影響することはありません。

### 受験上の配慮申請から配慮内容決定までの流れ

- (1) 受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに申請書類を揃え、本学アドミッションセンターまでご提出ください。
- (2) 本学にて申請書類を受理後、申請内容・書類を基に審査を行い、配慮内容を決定いたします。
- (3) 配慮内容が決定次第、「受験相談申請書」に記載いただいた連絡先へご連絡をいたします。

### 申請方法

#### ・申請書類の郵送

ホームページの「3. 申請書類」に明記されている書類を準備し、受験を予定している入学試験の出願期間開始日の1ヶ月前までに本学アドミッションセンターへ郵送（簡易書留またはレターパック）してください。

### 申請に係る留意事項

- (1) 申請期限（出願期間開始日の1ヶ月前）までに申請がなかった場合、受験上の配慮ができない場合があります。ただし、不慮の事故や急な発病等のために、やむを得ず上記の期限までに申請ができなかった場合については、可能な限り速やかにアドミッションセンターへ問い合わせてください。
- (2) 申請書類は、希望する配慮について確認するためのものであり、合否判定とは一切関係ありません。
- (3) 申請内容に基づいて、障がい者の種類・程度に応じた配慮事項を決定します。  
ただし、希望される配慮すべてに対応できるとは限りませんので、予めご了承ください。
- (4) 申請書類に記載された受験上の配慮希望について、内容確認のため、本学アドミッションセンターよりご連絡させていただく場合がございます。
- (5) 受験上の配慮については、学外会場を設置する入学試験の場合も原則として本学会場（武蔵野キャンパス）での受験になります。
- (6) 提出していただいた申請書類の情報につきまして、重要な個人情報として充分留意し取扱い、受験上の配慮事項の調整、入学後の修学支援の目的で、入学試験関係部署、学生支援関係部署と共有しますが、それ以外の目的で使用することはありません。  
また、申請書類に記載していただいた連絡先や、証明書等の発行先に、内容確認等のため連絡する場合がありますので、予めご了承ください。

詳細は[こちら](#)をご確認ください。